

福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等
I	1	(1)	①理念，基本方針が明文化され周知が図られている。	a	一人ひとりが権利行使の主体であることを十分に意識した法人の理念が明文化され、ホームページやパンフレット等に記載し、広く地域住民や利用者への周知を図るとともに特に職員へは入職時や年度初めの会議において周知が図られています。 基本方針は、理念に基づいた具体的な内容であり、職員の行動規範を示すものとなっています。
I	2	(1)	①事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	茨城県の社会福祉法人経営者協議会などの会議に出席し、県内の社会福祉事業の動向を具体的に把握するとともに、自立支援協議会の委員を務める等を通して地域における利用者のニーズを把握し分析をしています。 施設長も出席する理事会など法人の会議で事業所の利用状況や財務状況についての分析が行われ、事業所の経営状況の把握・分析が行われています。
I	2	(1)	②経営課題を明確にし，具体的な取り組みを進めている。	b	改善すべき経営課題については、理事会等において役員間で共有されており、理事の一人である施設長を通して職員への周知が図られています。社会貢献の推進を目指し遠方の利用者への送迎実施やインターネットによるウェブ研修などを取り入れて職員の質の向上を図る等の具体的な取り組みが進められています。
I	3	(1)	①中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c	法人の理念や基本方針の実現に向けた法人の中・長期目標と整合性のある施設の中・長期目標が策定されており、地域福祉の推進や公益的取組の推進など方向性を具体的に示した内容になっています。 中・長期目標は法人の目指す方向として具体的になっていますが、中・長期計画目標の策定においては、数値目標の設定や具体的な達成状況の目安を設定することなどにより、実施状況の評価が具体的にしやすい内容になる事を期待します。
I	3	(1)	②中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	事業計画は施設の中・長期目標を踏まえて、サービスの質の向上や地域福祉・公益的取組の推進などを基本方針や各部運営方針などに取り入れた実行可能な内容になっています。さらに、施設内会議や法人合同会議は審議内容を明確に示し、年間予定表として、毎月の行事や防災・職員研修など8部門の活動内容を一読できるよう分かりやすい計画になっています。
I	3	(2)	①事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ，職員が理解している。	b	事業計画は全職員が関わる各部門において年度末に評価し、評価結果や利用者の希望なども取り入れてそれぞれの部門ごとに意見を出し合い、主任が取りまとめて事業計画が策定されています。年度初めの職員研修において事業計画の説明を行い全職員への周知が図られています。
I	3	(2)	②事業計画は，利用者等に周知され，理解を促している。	b	利用者に直接かかわりのある行事計画や防災部門、栄養部門など主な計画内容については説明し、周知が図られています。事業計画の漢字には振り仮名を付けて読みやすくしたり、毎月の行事など各部門の活動状況が一読できるよう分かりやすくする等の工夫をしています。

福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等
I	4	(1)	①福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	年6回の利用者懇談会の開催で利用者の要望などを直接聞く機会を設けたり、職員の知識や経験、観察を基に提供するサービスの現状について業務日誌に細かく記載し、施設内会議で常に話し合いながら質の向上を図っています。年1回自己評価の実施とともに第三者評価を定期的実施し、施設内職員会議や委員会毎に結果の分析・検討が行われています。
I	4	(1)	②評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	施設内会議や各委員会毎に分析・検討の結果、明確にされた課題を職員間で共有し、改善に向けた取り組みが業務日誌等に丁寧に記録され、全職員参画のもとで改善策が話し合われ策定された改善計画が事業計画等に取り入れられています。
II	1	(1)	①管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	職種・勤務形態・職務分担表において施設長としての役割と責任について明確に表明し、全職員に周知を図っています。災害や事故などの有事に際しての役割分担を「非常事対応マニュアル」においてそれぞれの役割と責任を明確にして混乱の無いような組織作りをしています。
II	1	(1)	②遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b	施設長は県の指導者研修など外部研修等を積極的に受講して、遵守すべき様々な法令等に関する正しい知識の習得・理解に取り組んでいます。施設長の主たる業務にも「運営規定、法令等を遵守させるための必要な指揮命令」と明記し日頃より法令遵守を強く意識した事業所運営に取り組んでいます。
II	1	(2)	①福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b	施設長は自らの役割に提供するサービス内容の評価を掲げるとともに介護や機能訓練内容等の指示をする事等を主たる業務として明示しており、常にサービスの質に関する課題を把握した上で職員と話し合いながらサービスの質の向上に積極的に取り組んでいます。介護マニュアルを基本に利用者に統一したサービスが提供できるよう、職員の体制や配置等についても職員の意見を聞きながら、サービスの質の向上に意欲を持ち取り組んでいます。
II	1	(2)	②経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b	施設長が出席する法人会議で事業所の財務状況等の分析や正職員、準職員の比率等の検討等が行われています。事業所内に8つの部門を設け、さらに各種委員会を設ける等重層的に業務の実効性を高める具体的な体制を構築し、各委員会毎の報告を受けながら常に業務の実効性向上に取り組んでいます。準職員の働き方については希望を聞きながら、働きやすい環境を整備し人材の確保、育成、定着に取り組んでいます。
II	2	(1)	①必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	提供する福祉サービスに必要な人材の確保や専門職の配置については、法人本部が求人委員会を設置して計画的に取り組んでいます。施設内では、施設長の業務として人材の育成を掲げ、施設内研修などを充実させて計画的な人材育成に取り組んでいます。専門職の配置については常に意識して確保されています。在職年数も10年以上の職員が大半を占めるなど良い定着率が得られています。

福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等
Ⅱ	2	(1)	②総合的な人事管理が行われている。	a	法人の基本方針に基づき職員が将来の姿を描くことのできる材料になる「期待する職員像」が具体的に示されています。求められる能力、業務内容、職務内容、資格、習熟に必要な業務教育（研修）必要経験年数等からなるキャリアパス制度が導入されるとともに年1回全職員への試験を行う等トータル的な人事管理が実施されています。
Ⅱ	2	(2)	①職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	施設長は職種・勤務形態・職務分担表に従業者の管理を担う事を明らかにして、労務管理に関する責任を明確にしています。職員の定年を70歳と定め、60歳以降は隔日勤務や短時間勤務、特殊勤務（通院日に合わせた勤務調整）の選択ができたり、リフレッシュ休暇や育児・介護休業、子の看護休暇の取得等ワーク・ライフ・バランスに配慮された職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいます。
Ⅱ	2	(3)	①職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b	「期待する職員像」を具体的に示し、さらに就業規則の（服務心得）に利用者に接する際の心構えについて明文化して、職員一人ひとりの将来像を明確に示す等、目標管理の為の仕組みが整えられています。職員それぞれが知識や経験に応じて目標（管理シート）を設定して、年度当初と年度中間で面接を行い、目標設定についての話し合いや目標の進捗状況・達成度の確認が行われています。
Ⅱ	2	(3)	②職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	法人が目指す「期待する職員像」に基づいて、施設内では法人の研修委員会と協力しながら研修部門で年間の研修計画が作成され、職員の職種や経験等を勘案して茨城県社会福祉協議会主催の様々な外部研修の受講や法人研修の受講など、それぞれの専門性に応じた研修・特定行為フォローアップ研修などが多岐にわたり実施されています。法人の教育制度により、研修費の法人負担や受講料の助成をしています。施設内研修は職員が個々に研修が受けられるようオンライン研修ソフトを利用して研修が行われています。
Ⅱ	2	(3)	③職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	職員一人ひとりの知識や技術の習熟度及び専門資格の取得状況を把握しています。職種別研修やリスクマネジメント研修・BCP研修など様々なテーマ別研修が職員それぞれの職務や技術水準に応じて受講できるよう年間の研修計画で示し順次実施されています。施設内研修にはオンライン研修ソフトを取り入れて、全職員が様々な研修受講が可能になる取り組みをしています。
Ⅱ	2	(4)	①実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	福祉サービスに関する専門職の研修・育成についての基本姿勢を明文化しており、事業所として実習受け入れ担当職員を配置し、受け入れマニュアルに即した受け入れ態勢を整備しています。実習内容については学校側と連携しながらのプログラムに沿って行われています。高等特別支援学校の生徒の受け入れや教員免許の介護等体験者の受け入れなどが行われています。学校側との連携を大切にしながらも、施設独自の専門職種の特性に配慮したプログラムの充実や実習指導者の育成に期待します。

福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等
Ⅱ	3	(1)	①運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	ホームページ等の活用により法人・事業所の理念、基本方針、福祉サービスの内容、事業計画、事業報告、決算情報等が適切に公開されています。苦情・相談の体制については権利擁護の観点から、解決の仕組みや申し立て方法の丁寧な説明や解決責任者・第三者委員などを公開するとともに苦情解決状況の公表も実施しています。 「なの花」の紹介ページが入る法人の広報誌は、ホームページで公表し、さらに多くの関係機関に送付される等の事業所の情報発信が行われています。
Ⅱ	3	(1)	②公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	経理規程をはじめとする事務、取引等に関するルールは明確にされるとともに職種・勤務形態・職務分担表において事業所の事務や経理についての責任者を明確にし、職員等に周知されています。会計士による事務、経理、取引等について定期的な確認が行われています。
Ⅱ	4	(1)	①利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	c	法人の倫理綱領に社会参加の促進を掲げ、市主催のスポーツ大会や地域内の他事業所の祭りなどのイベントを掲示板で知らせる等の方法で参加を呼びかけ、地域の人達と利用者の交流の機会を広げる取り組みをしています。日常的には利用者の市内店舗への買い物や役所での手続き、公園への散歩などの付き添いをして個別に地域と交流する機会を広げる取り組みをしていますが、コロナ禍以前のような地域との交流が再開できていません。事業所や利用者への理解を得るために、地域の人々と利用者との交流の機会を設けることが出来るよう期待します。
Ⅱ	4	(1)	②ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	ボランティアの受け入れについては、ボランティア受け入れマニュアルを整備しています。これに即して市の社会福祉協議会を通じて行事等の際にはボランティアの受け入れ依頼を行っています。日光猿軍団の来園やアンサンブルQの来園などのボランティア受け入れを行っています。口頭特別支援学校の実習生受け入れの実施とともに生徒のボランティア受け入れなど学校教育への協力を進めていく体制を整えています。
Ⅱ	4	(2)	①福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	通所施設である事から利用者個々にとっての必要な社会資源については、本人や家族の把握によるものでありますが、事業所として共通の社会資源となる医療機関、福祉事務所、相談支援事業所、保健所、ボランティア団体等、連携を必要とする社会資源を明確にしておき、職員間で情報の共有化が図られています。
Ⅱ	4	(3)	①福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	b	事業所で働く専門職員の一人として市の自立支援協議会の委員を引き受け、地域をより良い方向に進めていく活動を行っています。事業所を市の福祉協定避難所として登録したり、日中一時支援事業を展開して家族等の一時的な休息や緊急時の受け入れたりと事業所が有する特性を地域に還元しています。コロナ禍により、活動を停止していますが、近隣の小学校で小学生に障害について理解してもらうための授業の際に、職員が講師になりアイマスクを付けての歩行や車いすの体験等の指導を行っていました。今後要請があれば何時でも再開する体制は整えています。

福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等
Ⅱ	4	(3)	②地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c	日中一時支援事業の展開などで地域の具体的な福祉ニーズの把握をするとともに日頃関係する機関や団体などとの連携により福祉ニーズの把握に努めています。また、地域の避難所としての協定も結んでおり、災害時などには受け入れることが可能な体制を整えています。今後、地域のイベント等への参加の機会を積極的に開発して、地域住民と交流の機会を持つ中で多様な相談に応じるなど、地域の福祉ニーズの把握に努めることに期待します。
Ⅲ	1	(1)	①利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	一人ひとりの人生を価値あるものにしたい。という理念をすべてのかかわる人々へ広げていくこと、一人ひとりの存在そのものが尊いものでありそれをさらに高めるために法人が存在することを共有しています。倫理綱領には「個人の尊重」・「人権の尊重」・「プライバシーの尊重」「社会参加の促進」などを謳い、利用者を尊重する姿勢を明示し、定期的に研修を実施して利用者を尊重した福祉サービス提供についての共通理解を得る取り組みを行っています。
Ⅲ	1	(1)	②利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b	利用者のプライバシー保護や権利擁護についての規程・マニュアルを整備し、各種委員会を中心に定期的に研修を実施して職員の共通理解に努めています。不適切な事案の発生についても服務規程で対応方法を明示しています。
Ⅲ	1	(2)	①利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	b	パンフレットやホームページ等で理念や基本方針、実施する福祉サービスの内容をわかりやすく紹介しており、パンフレットは社会福祉協議会など公共の施設に置いています。情報提供についてはホームページ等を必要に応じて見直しをしています。施設内見学については、利用者とともに動画を撮影し、希望者が閲覧できるような工夫をしています。
Ⅲ	1	(2)	②福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a	利用開始時には重要事項説明書に従ってわかりやすい説明をしています。利用者の特性に合わせて文字盤の使用や動画を用いた説明をしています。
Ⅲ	1	(2)	③福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	b	他事業所などへの移行にあたっては本人や家族等の承諾があり、求められれば定められた書式により情報の提供を行っています。福祉サービスの利用が終了した後も利用者や家族等が相談できる担当者や窓口として主に管理者が対応しています。
Ⅲ	1	(3)	①利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	日々連絡帳を活用して、施設利用に関する不満などの書き込みをしてもらっており、その都度日勤リーダーが点検・対応を図っています。「利用者懇談会」を実施して利用者の困っている事疑問に感じていることなども含めて満足に関する聞き取りを実施しています。
Ⅲ	1	(4)	①苦情解決の仕組みが確立してお、周知・機能している。	a	第三者委員が利用者集会に出席をするほか、個別でも受け付けることが出来るよう重要事項説明書やホームページにおいて丁寧な説明をしており、施設の目につく場所に第三者委員などの連絡先を掲示しています。何時でも相談できるスペースを確保して相談しやすい環境を整えています。

福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等
Ⅲ	1	(4)	②利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	b	重要事項説明書やホームページにおいて丁寧な説明をしており、施設の目につく場所に第三者委員などの連絡先を掲示しています。何時でも相談できるスペースを確保して相談しやすい環境を整えています。
Ⅲ	1	(4)	③利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	c	利用者からの相談や意見に対しての対応等についてマニュアルを作成しています。 マニュアルの妥当性について検討する機会を定期的に行っていることが確認できるよう来歴などの整備を検討すること期待します。
Ⅲ	1	(5)	①安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	全職員で組織する安全管理委員会を設置し事例検討を実施、改善・防止に努めています。事業所内で起こったヒヤリハットや事故などについても速やかに共有される仕組みがあります。
Ⅲ	1	(5)	②感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b	感染症対策について、責任者を明確にした管理体制を整備し、予防と発生時の対応マニュアルを作成しています。全職員参加の下で感染症対策委員会を月一回開催し、サポーターズカレッジにおいて全職員が感染症の基本を学ぶ等、感染症に対する知識を深め、予防と発生時に迅速な対応が出来るような体制を整備しています。必要に応じ随時研修会を実施して、職員に周知徹底を図っています。
Ⅲ	1	(5)	③災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	災害時の業務継続計画が作成されています。また、地域の避難所としての協定を結んでいます。
Ⅲ	2	(1)	①提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が明文化され保育が提供されている。	a	施設が提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が明文化されており、利用者個々人の介助方法を写真などで図示するようなわかりやすい支援マニュアルも整えられています。標準的な実施方法に基づいたサービスの提供が実施されているか、配役や服薬などの場面によってはダブルチェックする仕組みを整えています。
Ⅲ	2	(1)	②標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	標準的な実施方法として各生活支援の場面ごとのマニュアルがありますが、個々人の支援マニュアルも整備されており、より良い支援ができるようにしています。要望や状態変化などがあった場合には、それぞれ検討や見直しが都度行われる仕組みになっています。
Ⅲ	2	(2)	①アセスメントにもとづく個別支援計画を適切に策定している。	b	利用者の希望や身体状況などそれぞれのニーズに応じたプランが多職種連携のもとで策定されています。
Ⅲ	2	(2)	②定期的に個別支援計画の評価・見直しを行っている。	b	年2回の個別支援計画の見直しは、期間や検討会議、利用者の意向確認などの仕組みを定めて実施しています。利用者の状態の変化などに応じて個人別マニュアルの変更手順を定めて細かな変化に随時対応できるようにしています。

福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等
Ⅲ	2	(3)	①利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b	福祉サービスの実施状況の記録は日々パソコン上で管理され、ネットワークシステムの利用により職員間での情報共有ができるような仕組みを整えています。また職員間での差異が生じないように入職時に指導するほか、書式が整理され漏れのないように工夫されています。朝礼や夕会などでも職員間での情報共有を図っています。
Ⅲ	2	(3)	②利用者に関する記録の管理体制が確立している。	b	個人情報保護規程により、記録管理の責任者を定めて利用者に関する記録の管理体制を整えています。個人情報保護に関する基本方針が策定されています。本人や身元引受人に対しても重要事項説明書などで説明が実施されています。
内	1	(1)	①利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	b	利用者の自己決定の尊重やエンパワメントの理念に基づく支援をしています。事業所の生活におけるルールにおいては、変更などの際には利用者も交えての話し合いの場が設けられており、意見の表明ができています。利用者一人ひとりへの配慮の下でプライベート支援など要望・必要に応じて個別支援への取り組みを行っています。
内	1	(2)	①利用者の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。	a	虐待防止委員会を設置して権利侵害の防止に関する取り組みを徹底させています。体動や姿勢の不安定に対する安全帯の利用はありますが、利用者側からの要望による合意形成がされており、個別の援助マニュアルの中で介護場面ごとの手法が示され見直しも検討されています。
内	2	(1)	①利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。	a	連絡帳や電話、自宅に出向く等をして家族等と情報を共有し、利用者自らの行動を見守りながら声かけ・手伝いを行っています。利用者本人が役所での手続きを行ったり、買い物に行ったりすることを可能とし、より充実した自律・自立した暮らしができるような事業所独自の支援もしています。
内	2	(1)	②利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	b	文字盤やトーキングエイドなどをはじめとして利用者の意思表示を判断するための手法などを家族等と共有し個々の状況に応じた支援が実施されています。
内	2	(1)	③利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	b	利用者集会以外にも個別で相談することが出来るよう配慮されています。相談を受けてから検討・周知について一連の流れができており、内容によっては個別支援計画への反映を図っています。
内	2	(1)	④個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。	a	創作活動や映画鑑賞、音楽リハビリなど豊富な日中活動を予定表にしてそれぞれに渡しています。さらに地域で開催するスポーツ大会や近隣行事等への参加を支援する等それぞれの個別支援計画に基づいて日中活動への支援が行われています。コロナ禍においても各種制限のある中で工夫して取り組まれています。
内	2	(1)	⑤利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。	b	障害の特性や時々の状況に合わせ個別的な対応ができるよう、スペースが用意されているほか、利用者の相性や関係性にも必要に応じて対応しています。また、職員は各種の研修を受講することにより、専門知識を深め支援の向上を図っています。

福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等
内	2	(2)	①個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている。	b	個々の利用者の心身の状況が反映された個別援助計画に従い、日常的な生活支援が実施されています。毎日の検食の結果と毎月の給食委員会での結果を統合して献立を作成する等、利用者の状況を見ながら食事の提供が行われたり、個々の状況に合わせた入浴、排泄の介助方法が選択され適切に支援しています。利用者の心身の状況に応じてショートステイを実施しています。
内	2	(3)	①利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。	b	ショートステイ利用時には、利用者の身体状況に合わせて居室内の環境を変化させるなどきめ細やかな配慮がされており、安心して宿泊ができるよう対応されています。通所利用者に対しても和室スペースやベッドで休息のできる部屋及びベッドが複数個所に設置され生活環境への配慮がされています。トイレや浴室なども清潔に保たれ利用者の特性に合わせたサービスができるよう施設が整えられています。
内	2	(4)	①利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	b	利用者一人ひとりの計画を定め、関係職種が連携して機能訓練・生活訓練が行われています。職員が付き添わなくてもできるレベルの機能訓練については、個々の利用者が主体的に機能訓練・生活訓練を行えるよう制限することなく実施できるよう工夫しています。
内	2	(5)	①利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	b	健康管理などについての研修を定期的及び感染症発生に伴う随時の研修を実施して、利用者の体調変化等に迅速な対応ができるようにしています。利用者の障害の状況に合わせた健康の維持・増進のために家族等や保護者からの相談などにも応じています。
内	2	(5)	②医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	b	服薬管理マニュアルに基づき、氏名の読み上げやダブルチェックなどを実施し、管理者を明確にして適切な管理体制を整えています。慢性疾患やアレルギー疾患等のある利用者については家族等との連絡を密に取り、医療的ケアを実施する場合には医師による「指示書」を基に看護師が実施して安全確保を図っています。
内	2	(6)	①利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	a	利用者一人ひとりの希望に応じて、学習支援を実施したり。地域で開催する行事など様々な社会参加の機会を作っています。また事業所独自のプライベート支援を実施し、社会参加のための支援を充実させています。
内	2	(7)	①利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	評価外	
内	2	(8)	①利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	b	家族等とは連絡帳や送迎時の情報交換などを通し、状況を報告しています。相談に対しては、助言や必要に応じた言葉かけを実施して家族支援に取り組んでいます。家族等の状況の変化に応じて短期入所で受け入れ、利用者が地域で安心した生活が継続できるよう支援をしています。

福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等
内	3	(1)	①子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	評価外	
内	4	(1)	①利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	評価外	
内	4	(1)	②利用者に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている。	評価外	
内	4	(1)	③職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	評価外	